

全員協議会次第

令和4年5月17日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
郡司事務局長

2. 挨拶
小松議長

3. 協議事項

(1) 委員会等からの報告事項

- ・総務常任委員会
- ・議会広報広聴常任委員会
- ・議会運営委員会
- ・政策検討会議

4. その他

5. 閉 会 (10:19)
山口副議長

令和4年5月17日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 吉村美津子
議員 桃園典子
議員 林善美
議員 落合信夫
議員 本名洋
議員 細谷光弘
議長 小松伸介

議員 鈴木淳
議員 内藤美佐子
議員 細田三恵
議員 菊地浩二
議員 増田磨美
議員 井田和宏
副議長 山口正史

欠席議員

なし

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡司道行

事務局記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。本日は定例の全員協議会ということで早朝よりお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。5月に入ってから本当に暑い日と寒い日が入り混じっていて、本当に体調の崩しやすい時期だなというふうに思っております。今週末から来週の月曜日にかけて一般質問の通告ということで、3月定例会が終わってほっとしたところ、もう6月定例会ということで、本当に三芳町議会は忙しいという認識をしております。皆様本当にご自愛いただきまして、体調には十分気をつけていただいて、6月定例会のほうの準備をお願いできればというふうに思います。

本日は町執行側からの報告はなくて、初めて委員会だけの委員会からの報告という形になっておりますけれども、皆様の慎重審議をお願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくをお願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

◎総務常任委員会

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、早速協議事項のほうに入らせていただきます。

その前に、飲料水の持込みと飲用を許可したいと思います。

ちょっとハウリングしますけれども、大丈夫ですか。大丈夫ですか。ちょっとハウっていますけれども、少々お聞きづらいところもあるかもしれないですけれども、ご了承ください。

では、協議事項（1）、委員会等からの報告事項ということで、上から順番に報告のほうお願いできればと思います。

まず最初に、総務常任委員会ということで、久保委員長、お願いいたします。

○総務常任委員長（久保健二君） おはようございます。総務常任委員会からは1点、これ報告というか、皆様にご相談というか、という形ですか。

当初本日の報告で事務局のほうから総務からの報告ということで私のほうで報告させていただくという旨、お答えはしたのですけれども、その後いろいろと話をして、この後ちょっと議長にも説明のほうお願いしようかなというふうには思っているのですが、というのは総務常任委員会で一応7月の後半に所管事務調査を予定してまして、その中で一部議会費のほうを厚生委員会から総務のほうにというお話が終わって、委員会同士ではちょっとお話はさせていただいているのですけれども、詳細等々まだ委員会でも説明がないと思いますので、その辺も含めてこの後議長のほうからお話をさせていただければ。本来、今日の報告に関し

まして、議長がするべきか、私のほうからするべきかというので、当初そこも考えはしたのですけれども、一応私のほうからということで、委員会、このような時間を与えてはいただいたのですけれども、やはり考えた末、議長からのほうがいいのかなということでお願いできればと思います。お願いします。

○議長（小松伸介君） それでは、私のほうからお話をさせていただきますと、総務常任委員会のほうで7月の28、29で所管事務調査を行うということで決まっております。行き先が3か所ということで、多くて大変という部分もあるのですけれども、それに加えて、今回事務局長が本来であれば随行という形なのですが、事務局長お一人分の旅費しか予算上はない状況。各委員会所管事務調査、1委員会につき1職員というのが予算上認められているところなのですけれども、ただ事務局長も初めてということもあり、また3か所という大変多いということもあり、何とか総務常任委員会のほうでは2名つけられたらありがたいねというお話が出ておりました。

厚生の方は所管事務調査のほうは行われるのですけれども、日帰りということで、福生と今川崎のほうを検討されているというところで、厚生の方で旅費、宿泊費ですね、事務局の、こちらが使われないようであれば、総務のほうに渡すというか、移すというか、という形でもいいのかなというところで、取りあえず委員長同士でお話をさせていただきたいということで久保委員長と細田委員長のほうでお話をいただき、委員長同士の中ではおおむねいいのではないかなというようなお話で来ております。

ただ、委員会の中でお諮りをしていないということなので、そこら辺をどうするかという部分なのですけれども、ちょっとこの辺でご意見をいただけるとありがたいかなと思いますが、いかがでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

そういったことは調整して、できることなら私はそれでいいと思いますけれども、事務局が2人参加してほしいという総務常任委員会の意向があれば、それに準じてやっていけばいいので、それは話合いで私はやっていけると思います。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

一応委員長同士の話合いでは、おおむねいいのではないかなということにはなっていますけれども、久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） すみません。1点というか、ちょっと私が危惧しているところが、総務のほうは大変ありがたいというか、やはり今まで所管事務調査何度も行ってきて、予算の中でも申し上げたとおり、やはり職員の方2人行かないとかなり厳しいのかなというのは感じているところです。

ただ、厚生の方の委員会が、今何か川崎のほうにも打診をしているということで、日帰りということなので、旅費のほうは総務のほうに回すことができるかなというお話ではあるのですけれども、そこもまだ決定ではないというお話も聞いていますので、万が一そこが日帰りではなくて宿泊を要するような視察になったら、その旅費というのが勝手に決めたはいいけれども、またちょっと違う話になってしまうのかなというところも気にはしているところなので、そこら辺をしっかりと厚生の中で決まった上で回していただけるものであれば回していただければなというふうには考えているのですけれども、その辺もしあれでしたら、ちょっと各委員にお諮りいただければなというふうに思います。

○議長（小松伸介君）　そうですね。厚生の中でもう一度お話をさせていただくほうがいいのか、それともここで決定という形でもいいのか、その辺ちょっと私も分かりかねる部分があるのですけれども、細田委員長。

○議員（細田三恵君）　細田です。

今お話にあったとおりに、委員長同士で少し議長も交えさせていただいて話はさせていただきましたけれども、私としてもまだ委員会に諮られていないし、桃園副委員長というところにも共有しておりませんので、まずは委員会のほうに申し訳ないのですけれども、しっかりと共有をさせていただき、今吉村議員は厚生なので、ご意見を言っていただきましたけれども、取りあえずは6月に入っての次の委員会が6月に入ってなので、そのときにも確認をさせていただく形になりますが、それでもよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君）　久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君）　すみません。今菊地議員のほうからいいと言ったのですけれども、私はあったのであれですけれども、この間政策検討会議の日でしたかね、の日に、一応委員長間とあと議長を交えてお話をさせて、泊まりの視察はないと思うのでということで、委員長同士の話合いの中では大丈夫だと思いますという話はいただいているのですけれども、ただやはり私ちょっと気になっているのは、先ほど申したとおり、委員会の中で諮られていないというのと、あとこれはやはり委員会の中というよりも、議会費を使う話だと思ったので、私も会派一緒なので、議運の委員長にもちょっと相談させていただいて、もうちょっとしっかり予算の使い道というか、あれを方向性を見えた上で決定したほうがいいのではないかとということで議会の議長にも相談させていただいた次第なのですけれども。

○議長（小松伸介君）　吉村議員。

○議員（吉村美津子君）　吉村です。

私はこういう場所でこういった議論をするというのはとても大事なことだと思っていますから、今日提案していただいたのはいいことだと思います。私は実際に川崎、厚生文教のほうは日帰りというふうな計画ですけれども、まだそれは決定ではないので、万が一1泊とかなった場合、仮になった場合に、私は必要性があればやっぱりちゃんと2人配置するとか、予算を増やすとか、そういうふうにしてやるべきだと思うのです。やっぱり必要性があればそういったことはちゃんと要求すべきだと思います。ですから、必要性があるかどうかの問題だと思いますので、その辺はそういうふうに対処すべきだと私は思います。

○議長（小松伸介君）　暫時休憩いたします。

（午前　9時40分）

○議長（小松伸介君）　再開いたします。

（午前　9時47分）

○議長（小松伸介君）　休憩中に皆様からご意見を頂戴いたしまして、この件に関しましては、厚生文教常任委員会でもう一度6月定例会中の厚生文教常任委員会でお話をさせていただきまして、そこでお話をまとめていただき、決定をしていただくということで。その後に総務常任委員会で1名随行なのか、2名随行なのか決定するという形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、そのような形で進めさせていただきます。

総務常任委員会、ほかに報告はございますか。

○総務常任委員長（久保健二君） 以上です。

○議長（小松伸介君） 以上ですか。

では、以上で総務常任委員会からの報告事項を閉じさせていただきます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（小松伸介君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会からの報告です。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 山口です。広報広聴のほうから3点ほどございます。

6月の議会のポスター、今日もう既にレターケースに入っていますので、お取りになった方もいらっしゃると思うのですが、この全協が終わった後、必ずご自身のレターケースからポスターを取って町の掲示板のほうに掲示をお願いいたします。

2点目なのですが、HP掲載のメールアドレス、前ちょっとお話しして、会派のほうに持ち帰っていただいて意見をいただいたのですが、基本的に掲載する方向でということでご意見がありまして、それ広報広聴としては掲載するというのですが、ただし、これ強制ではありません。あくまでも任意です。

また、通常使っているメールアドレス以外のものにしたいという方もいらっしゃると思うので、例えばフリーメールアドレスを使って、通常の連絡事項とは変えたメールアドレスに入るようにしたいという方もいらっしゃると思うので、そのHP掲載のメールアドレス、これを登録していただいて、登録していただいた方に限ってホームページに掲載するという方向でいきたいと思います。その掲載するメールアドレスに関しては、今月の27日までに提出していただいて、事務局のほうに連絡を入れていただければ、そのホームページのアドレスで登録すると。連絡がなかった場合には、掲載しないということの意思表示というふうにつまえて掲載しませんので、その辺よろしくをお願いいたします。

あと、3番目として、議会だよりのモニター会議、予定されていましたが、モニターさん現在6名応募していただきました。それで、26日に委嘱式と、それと今後の注意事項等、方向性も含めたモニター会議を26日の10時から開きます。広報広聴の会議としては26日の9時半からやって、事前のちょっと打合せする予定にしておりますが、モニター会議そのものは26日の10時から開催することになりましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして何かご確認、ご質問あればお伺いしたいと思います。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎議会運営委員会

○議長（小松伸介君） 続きまして、議会運営委員会、菊地委員長、お願いします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会より報告いたします。ちょっと長くなりそうなので、よろしくをお願いします。

まず、政務活動費の収支報告書についてです。昨日議会運営委員会で全議員の報告書を確認をいたしました。その中でいろいろご意見等もありましたので、決まったことを報告したいと思います。

まず、令和4年度より統一をしていきたいというところで備考欄があります。その備考欄というのは、収支報告書と整理簿です。収支報告書につきまして、支出がある費用について備考欄には別紙参照というふうに記載をしていただきたいと思います。報告書の中で主たるものを書いてくれというのがあるのですけれども、欄が少ない上に、いろいろ書かれると分かりにくくなるというので、整理簿に全部書いてあるので、整理簿を含めて別紙参照としていただきたいと思います。

また、整理簿につきましては、政務活動費収支報告書の科目を記載していただきたいと思います。こちらは研修費とか、そういういろいろな費用があると思いますので、そちらを記入していただきたいと思います。

それと、整理簿の収入の中で項目の中で年度の記載は必要ありませんので、あくまでも収入のところで政務活動費交付金としていただきたいと思います。これなぜかという、整理簿自身に年度が入っておりますので、そちらを含めて、そちらに書いてあるので、必要ないということになります。

それと、領収書につきましてですけれども、まず書籍の領収書につきましては、ただし書で本のタイトルを記入していただきたいと思います。

それと、振込用紙を貼付する場合は、振込用紙に支出する内容が分かるようにするもしくは領収書をもらうようにしていただきたいと思います。要するに振込用紙だけではどこの支出と結びつかないのが幾つかありましたので、ちゃんと結びつくようにしていただきたいということです。

ネット振込の場合ですけれども、振込手数料の領収書は遅滞なくというか、できるだけ早い段階でダウンロードして取っておいていただきたいと思います。

それと、領収書を貼り付ける場合ですけれども、領収書同士は重ねないようにお願いしたいと思います。

それと、セミナー等に参加された場合の資料ですけれども、こちらは1万円以内については資料は不要であります。1万円までですね。1万円を超える場合、例えば1万1円だった場合には、これは必要になりますので、どんなセミナーだったかというのが分かるような資料をつけていただきたいと思います。

それと、請求書は不要です。あくまで支払ったという証明になる資料をつけていただきたいということになります。

いろいろ申し上げているのですが、口頭で言って聞いているだけだと分かりにくい部分もあるかなと思いますので、今事務局と話をし、前にも一回作っているのですけれども、また改めて記入例というのを作っていかうかなというふうに考えています。こちらはすぐにはできないのですけれども、ちょっと時間をかけて、来年の申告というか、報告には間に合うように作っていききたいと思います。

まず、政務活動費の収支報告書については以上となりますが、ご質問等があれば受けたいと思います。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの報告に対しまして何かご質問等あればお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

では、続けて、菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 政務活動費収支報告書について、訂正等をお願いしている議員もいらっしゃいますので、そちらのほうには提出済みだったり、あとこれから対応していただくようになっておりますので、それ以外の方は特にこのままで大丈夫です。

今度一般質問通告書の提出方法についてご報告をいたします。こちらにつきましては、4月21日の議会運営委員会で協議をいたしました。5月13日の事務局のメール、「令和4年度第4回三芳町議会定例会についてのお知らせ」で配信されていますので、既にお気づきの方もいらっしゃると思いますが、お気づきというか、ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、6月定例会より原則として通告書なのですけれども、電子メールで提出をしていただくということになりました。ただ、6月定例議会はあくまで試行、試しということで実施をして、9月の定例会から本格実施ということになります。受付の時間は基本的に従前どおりとなります。

そこで、メールで提出をしていただくのですけれども、本人が提出したと分かるように、あらかじめ通告書を提出するメールアドレスを1つ決めていただいて、この全員協議会終了後に事務局に伝えていただきたいと思えます。先ほど広報からもありましたけれども、それを要する場合には必ず間違いのないようにしていただきたいと思えます。あくまで通告書を提出するメールアドレスということで、事務局のほうに伝えていただきたいと思えます。

それ以外のアドレスから来た通告書に関しては無効となります。あくまで本人確認ということになりますので、その点を十分ご承知おきいただきたいと思えます。

そのメールでの提出先なのですけれども、議会事務局、議長、議会運営委員会委員長といたします。Cc、Bccは使わないようにしてください。あくまで宛先、大体メールクライアントの一番上のほうに宛先とか入れると思えます。宛先とかToとかという言い方をしているかと思えます。Cc、Bccは使わないようにしてください。

議会事務局は、メールを受け取ったことの確認のメールを返信します。これも直ちにできないかもしれないので、もしメールを送って時間が空いてしまうようであれば、「届いている」とかいう形で事務局に確認をしていただければと思えます。

添付する文書のファイル形式ですが、こちらはワード文書かもしくはできればテキストデータ入りのPDFをお願いします。

あと、これもできればですけれども、メール自体の本文のほうにテキストデータをコピーしていただくと、後で事務局のほうで作業が楽になりますので、その点もお願いしたいと思えます。

それと、メールで提出をしていただきますので、提出議員の押印は不要となります。提出後に一般質問を取りやめる場合にも同様に、メールでの申請が可能となります。この場合は一般質問取下げ申出書の提出をしていただくということになります。こちら押印は不要となります。一度取り下げた後で再提出する場合もメールでできるようになります。

6月から決まったわけですけれども、メール提出ですが、メール提出ができない場合の対応として、メールで送ったのだけれども、送れなかったとか、何かしらのトラブルがあってできないとか、そういうことも考えられますので、そちらに関しましては今までどおりの提出方法も可能といたします。これは今試行をやっている中なので、この後どういうふうに対応していくかはまた協議していくようになります。

今までどおりの提出方法なのですけれども、受付時間で今一般質問の順序を決めていますので、こちらがもし同じになった場合、メールだと何秒までのタイムスタンプがつくのですけれども、そこまで持参した場合は分からないので、もしそういうことがあればメールのほうを優先するということになります。

それと、先ほども申し上げましたが、今回は試行で実施をするということなので、受付の終了時間17時、午後5時ですけれども、試行の間は多少10分ぐらいの幅は見ると。というのも、メールを送って届くまでのタイムラグというのがありますので、そういうことも考慮して、今回は試行ということで10分ぐらいの幅を見ます。ただ、持込みの場合、8時半から受け付けてしまうと、例えば一番最初にやりたいという人もいらっしゃる場合の対応として、持参する場合は8時40分からの受付となります。1番を狙うのであれば、メールで送ってください。ただ、フライングすると無効となりますので、その点もご注意をいただきたいと思います。

その受付の順番とかいろいろありますので、あと事務局に送ったのだけれども、事務局のほうで受け取れなかったとかという場合もありますので、議長と委員長のほうで保険を掛ける形で送ってもらうようになります。何かあった場合も含めまして、最終的に受付ですとか、その一般質問の順番は、議会運営委員会で決定をいたします。

今回試行でやってみて、9月定例会から本格実施をしますので、課題があればまた議会運営委員会で検証して解決をしていきたいと思います。

あと、同じなので、続けてしまいますけれども、意見書についてですけれども、これは先月申し上げたとおりなのですが、改めて申し上げますが、意見書（案）につきましては定例会開会日の9時半までに議会事務局にメールで提出をしていただきます。本提出につきましては、今までどおりなのですけれども、こちらでも押印前のデータをできれば事務局のほうに提出をしていただけるとありがたいなと。モアノートのほうに掲載しやすくなりますので、そちらをご協力をいただきたいと思います。

一回質問を受けたほうがいいですか。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの報告に対しましてご質問あればお受けしたいと思います。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

大体概要は分かったのですけれども、例えば自分がこのパソコンから送る場合に、このパソコンの時間が若干1分早かった場合で、自分は半のつもりで送ったけれども、要は事務局に届いたのが29分だった場合は、それはまた後ほど教えていただけるということによろしいのですか。受け付けましたのメールは来ないけれども、早かったので、もう一回出してくださいというような感じでお知らせが来るということによろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 基本的にはそのタイムスタンプですけれども、ヘッダーでも確認を取ります。なので、そもそも今ネットにつながっているパソコンだと、大体標準時から拾ってきたりしますけれども、例えばフライングした場合がありますが、やはり事務局からも確認して、当然ちょっと早かったよとかいう話は行きますので、そこで判断をしていただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） なければ、続けて菊地委員長、お願いします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） このように今通告書ですとか、意見書のメール提出というのが決まりましたので、あわせて議会運営委員会の申合せについても改正をいたしました。

こちらのほうでは、モアノートのほうに掲載してあるのですが、ざっくりご説明したほうがいいですか。必要なければ、後で御覧いただければというだけで終わってしまうのですけれども、ではちょっと簡単に説明すると、モアノートを今開いていただいていますか。

新旧対照表を御覧いただければと思うのですが、今回のペーパーレスと合わせてちょっと文言の整理とかもしてあります。現行第1では、第1（1）、（2）があるのですが、これを改正では入れ替えております。なぜかという、まず最初に議会の開会日の決定とか、そっちのほうが先だろうということで、（2）と（1）を入れ替えています。（2）のほうでペーパーレスシステムに議案等は配付するというのを規定をいたしております。3から5につきましては同じなので、このままですね。

一般質問の取扱いにつきましてですが、1は略で、（2）ですね、（2）のほうで三芳町議会基本条例第8条第3項を行使する場合、これは聞き返しになります。ここでちょっと間違えていました。議会基本条例だと第8条（3）になっています。（3）というのは号なので、第3号ということになります。改正後で第8条第3号ということで、項が抜けていると思うのですけれども、これは第2項がないので、2項がない場合は1項というのは除く、書かないというようなやり方を取っているみたいなので、これに合わせた形で第8条第3号ということになります。

それと、今までは（5）のほうですね、今までは何か提出、一般質問の提出のときに2日間あるわけですが、この2日間都合が悪いといった場合には、その前に出せることになっていましたけれども、メール提出ができるということで、この事前の受付はなくなります。あくまでも締切日というのはここに書かれているこの2日間だけということになります。

提出に関しましては、先ほど言ったように、指定したメールアドレスから事務局にメールを送っていただく。PDFかワード文書ということになります。

それと、受付に関しましては、最終的には議会運営委員会で決めますけれども、いろいろ情報がヘッダーとかの情報を見て決めることになります。

それと、現行、これまでの（7）で一般質問を行う人数ですけれども、午前2名、午後2名としていましたけれども、これに関して1つ項を新たに作ることにいたしました。号ですね。第8として、質問を行う人数は、原則としてという文言を付け加えています。午前2名、午後2名までとする。これは今いろいろコロナとかもあって、臨機応変に対応しなくてはいけないということで議員原則としてということをつけ加えてあります。

それと、ずっとその後は項ずれ、号ずれになりますので、番号が変わるだけです。

意見書の取扱いにつきましても、先ほど申し上げたとおり、今までは全議員にレターケースに入れておりましたけれども、議会事務局に所定の時間までにメールで送るということ。事務局のほうは、その受け取った案をペーパーレスシステム、今でいえばモアノートのほうに掲載をいたします。こちらはどこに掲載するかというのは、これからつくっていきますので、分かりやすい場所につくっていきたいと思います。

それと、意見書の説明、本会議場での説明時間ですけれども、これまでずっと前は3分だったのを4分に変えましたので、それについての文言の整理をしています。

それと、第9で議場に関する取扱いということが決められていましたが、もう少し、もう少しというか、ここに書いてあるのは飲料水のことに関して書かれているだけなので、改正では議会が主催する会議における飲料水に関する取扱いと明確にいたしました。議場等への飲料水の持込みを許可するということになります。

(2)は削除をして、(3)を今度(2)にするわけなのですけれども、議員が一般質問をするときに持ち込む飲料水ですけれども、給湯室にあるグラス、前は水差しというのもありましたけれども、使っていない人も結構いるということで、水差しは削除することになりました。グラスを使用して、終了後は洗浄し返却する。あくまで自分でやるということになります。

ここで、飲料水とは何かということでも協議がありました。飲料水というのは、主に水を指すのだということもありますけれども、ただこちらに関しましてですが、その飲料水の中身については、議員の判断に委ねます。判断にというか、良識に委ねることになります。一般質問しているときには、当然もうネットで流れるようになりますので、見られていておかしくないもの、色がついていたり、オレンジ色だったり、いろいろした場合に、変に思われるのもその議員個人の問題となりますので、特に制限はいたしません、皆さんの良識の範囲でお願いしたいと思います。

この申合せですけれども、昨日改正を議会運営委員会で行いまして、施行は今日のこの全員協議会終了後ということになります。なので、これの全員協議会終了後につきましては、今後本会議とか委員会で飲料水の許可等の宣言はもう不要となるということになります。

ざっくり今説明しまして、新旧対照表と確定版がモアノートに載っておりますので、後で改めてご確認をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しましてご質問あればお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

1点確認なのですけれども、第9の現行が議場に関する取扱いのほうが新しくなって、議会が主催する会議というふうになっておりますけれども、現在は委員会の前にも委員長が飲用の許可を認めますという発言をするのですけれども、この変更によって委員長がその文言を言わなくてもいいということによろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 今言っていましたけれども、菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） はい、そのとおりです。

○議長（小松伸介君） なので、先ほど私が言ったのが最後です。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） ないようでしたら、以上で議会運営委員会からの報告を閉じさせていただきたいと

思います。

◎政策検討会議

○議長（小松伸介君） 最後に、政策検討会議からお願いいたします。

山口座長。

○副議長（山口正史君） 政策検討会議から報告させていただきます。

皆さんのご協力のおかげがあって、要求水準書に対する要望・提案に関しては、昨日16日に執行部のほうに提出させていただきました。

それから、2番目として、今週水曜日と土曜日に町民説明会がございます。これは担当課が主催ですが、そこに対しての出席は既に事務局のほうに各会派、水曜日、土曜日各1名ずつということで登録させていただいていますが、そこであくまでもこの説明会は町民に対しての説明会なので、そこに参加された方に関して議員の方、質問等を控えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、3番目として、5月27日に予定しております藤久保地域拠点施設関連の債務負担行為の説明なのですが、最終的に結論がオーケーが出ましたら、また委員の方にお知らせいたしますので、関心のある議員の方は、委員以外の議員の方は傍聴に来ていただければと思います。

ということで、現在調整中なので、調整が終わり次第、委員の方にはご連絡いたします。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの報告に対しましてご質問があればお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で政策検討会議からの報告を閉じさせていただきます。

では、協議事項（1）のほうは終了させていただきます。

◎その他

○議長（小松伸介君） 続きまして、4番のその他なのですが、皆様から何かございますでしょうか、まずは。大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、私のほうから、すみません、2点ほどありまして、まずはモアノートのほうに掲載をさせていただいておりますけれども、先月の全員協議会でお願した県への要望事項を会派でまとめていただきたいということで、3会派のほうから上げていただきました。内容を一つ一つ確認するか、それかもう正副のほうに任せていただいて、県へ送らせていただくか、皆さんにお聞きしたいのですが、正副一任でもよろしいでしょうか。それかお諮り、皆さんで協議しましょうか。新年度予算のですね。

正副一任でよろしいですか。

〔「オーケーです」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、正副のほうでまとめさせていただきますので、県に送らせていただきますので、

よろしくお願いいたします。

では、それからもう一点、あと6月ということで互助会費の集金というか、月2,000円掛ける12か月で2万4,000円の集金をさせていただきたいと思っております。内容について事務局のほうから報告をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（郡司道行君） 互助会費の会費なのですが、月2,000円ですので、2万4,000円ということになります。6月の期末手当支給日に合わせて6月15日の水曜日から1週間、22日の水曜日までの間に事務局にご持参していただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（郡司道行君） 改めて日にちのお話をさせていただきます。

6月15日の水曜日から同じく6月22日の水曜日までの週のところで事務局にご持参していただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） では、22日までに互助会費2万4,000円を事務局のほうに預けていただくということでよろしいでしょうか。6月の22日までに、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） なければそのような形で互助会費のほうを集金、集金というか、集めさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上で、事務局のほうはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、以上で本日の全員協議会を終了とさせていただきます。マイクを事務局にお返しいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、山口副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（山口正史君） 皆様、大変ご苦労さまでした。

おかげさまでいろいろペーパーレスに従って大分議会のいろんな資料の配付等が変わってまいりました。今回は6月試行ということで、一般質問の通告書のほうも変わりますので、これ皆さん、間違いないように、初めてなので、特に議長と、それから委員長、議運の委員長宛てのメールアドレスを忘れないようにお願いしたいと思います。これあくまでも何かあった場合の保険ということで送っていただくことになると思います。9月に関してはまた議運のほうで検討すると思いますが、変わってくる可能性がございます。今回の様子を見てという判断になると思います。

当初議長からも話があったように、昨日は3月末ぐらいの気温だったということで、非常に気候が不安定になっております。また、これちょっと過ぎると、何か26度、27度という話も出ていますので、6月の定例会に向かってご自愛いただくように、万全の体制で議会に臨んでいただくようよろしくお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

(午前10時19分)